

福祉サービスの利用までの流れ

療育に通うにはどうすればいいの？

1

市町村の福祉課や相談支援事業所、肝属地区障がい者基幹相談支援センターへ相談してください

相談の結果、サービスが必要な場合は市役所（町役場）担当窓口へ申請書を提出します

2

必要な方には市町村（町役場）の職員が障がいの程度等の調査に来ることがあります

3

計画相談支援事業所と契約を結びます

4

計画相談支援事業所の相談員が本人、家族から聞き取りを行った内容をもとに「サービス等利用計画案」を作成します

作成したサービス等利用計画案は計画相談支援事業所が市役所（町役場）に提出します。

5

市町村（町役場）がサービスの内容や量など支給決定をします

本人（家族）のもとに市役所（町役場）から障害福祉サービス受給者証と支給決定通知書等が送られてきます

6

サービス担当者会議を開催します
計画相談支援事業所はサービス事業者等とサービス等の調整を行います

会議で話し合った内容をもとに、「サービス等利用計画」を市役所（町役場）に提出します

8

サービスを利用した後一定期間ごとにサービス内容の見直しを行います
必要に応じて、サービス等利用計画の変更をします。（モニタリング）

7

利用するサービス事業者と契約をしてサービスの利用を開始します

利用者は原則として所得に応じた自己負担をサービス事業者に支払います（*自己負担が発生しない方もいます。）

サービス利用の相談から実際にサービスを利用するまでに一定の期間が必要となります。早めのご相談をお願いします。
***サービス等利用計画の作成は無料です。**